平成２２年（フ）第１３２３号
札幌市南区石山１条６丁目１番51―102号
債務者　平澤恵理香（旧姓久保・山本）
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９９号
北海道苫小牧市啓北町２丁目11番３―107号
債務者　高橋　　薫
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２１９号
盛岡市猪去藤松102番地、旧住所神奈川県川崎市高津区二子２丁目１番11―502号
債務者　井上　和彦
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２７６号
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第12地割７番地17
債務者　野澤いづみ
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２８１号
岩手県紫波郡紫波町中島字前郷101番地48
債務者　武富　麻弥
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２８５号
盛岡市茶畑２丁目７番１号　青雲荘104号
債務者　竹田　吉広
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２８８号
盛岡市東中野字見石47番地５　コーポ大吉105号
債務者　高橋　　満
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２９２号
盛岡市東仙北２丁目２番30号、旧住所盛岡市東中野字見石55番地37　グランリーヴァＡ―201号
債務者　浅沼　裕二
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３４号
岩手県奥州市水沢区真城字中道40番地15
債務者　切金　公司
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第３５号
岩手県奥州市水沢区真城字中道40番地15
債務者　切金　理恵
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第４０号
千葉県山武郡九十九里町片貝3841番地４
債務者　大塚　恭子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第６５号
千葉県東金市東金1502番地１
債務者　内山　洋子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第７０号
千葉県山武郡横芝光町宮川1586番地　県営住宅48号
債務者　荻野　延之
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第７２号
千葉県東金市川場1460番地１　トコロハイツ105
債務者　高橋　礼子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第７７号
千葉県東金市東岩崎21番地８
債務者　岩澤　昭仁
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２３号
新潟県三条市飯田2114番地、住民票上の住所新潟市西区赤塚2759番地
債務者　工藤　慎也
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第２４号
新潟県三条市飯田2114番地
債務者　工藤　由美
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
新潟地方裁判所三条支部